

新水道料金表(令和7年4月1日以降)

(1給水装置1か月につき)

(単位 円)

メーターの口径	基本料金	従量料金 (1 m ³ につき)					
		用途	10 m ³ まで	10 m ³ を超え20 m ³ まで	20 m ³ を超え30 m ³ まで	30 m ³ を超え50 m ³ まで	50 m ³ を超えるもの
13 mm	610	一般用	61	126	156	176	186
20 mm	1,010						
25 mm	1,690						
40 mm	9,200						
50 mm	14,900						
75 mm	35,000	船舶用及び臨時用	321	321	321	321	321
100 mm	59,000						
150 mm	116,000						
私設消火栓	1口演習使用時間5分間ごと又はその端数につき						1,501
備考	従量料金のうち1立方メートルにつき1円は、蒲郡市水道水源基金条例(平成13年蒲郡市条例第8号)に定める水道水源基金の原資とする。						

※消費税及び地方消費税が加算されます。